

# 第1編 ダイオキシン類対策特別措置法の概要

## 1 ダイオキシン類対策特別措置法制定の経緯

ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として発生する物質です。発生源として、廃棄物の焼却処理過程、金属精錬施設、自動車排出ガス、たばこの煙などから発生するほか、山火事や火山活動などの自然現象などによっても発生します。これらダイオキシン類は分解しにくく、健康面等への影響も大きい化学物質です。

日本におけるダイオキシン類対策は、平成10年4月、大阪府能勢町において都市ごみ焼却炉が原因と見られる土壌の高濃度汚染が明らかになったのをはじめ、全国各地で産業廃棄物の焼却などが原因とされる汚染が報告され、社会的関心が高まりました。

その後、平成11年3月にダイオキシン類対策関係閣僚会議によりダイオキシン対策推進基本指針が決定され、平成11年7月には議員立法により大気、水質（底質を含む。）及び土壌の環境基準や、排出ガス及び排出水の排出基準並びに汚染土壌に関する措置等を定めたダイオキシン類対策特別措置法が成立し、平成12年1月15日、世界に例を見ないダイオキシン類に特化した法律が施行されました。

## 2 ダイオキシン類対策特別措置法の目的

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることを考慮して、ダイオキシン類による環境の汚染防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

## 3 環境基準等

### (1) 耐容一日摂取量 (Tolerable Daily Intake : TDI)

国や地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標で、ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼす恐れが無い1日当たりの摂取量のことです。

TDIは人の体重1kg当たり4pg-TEQとされています。

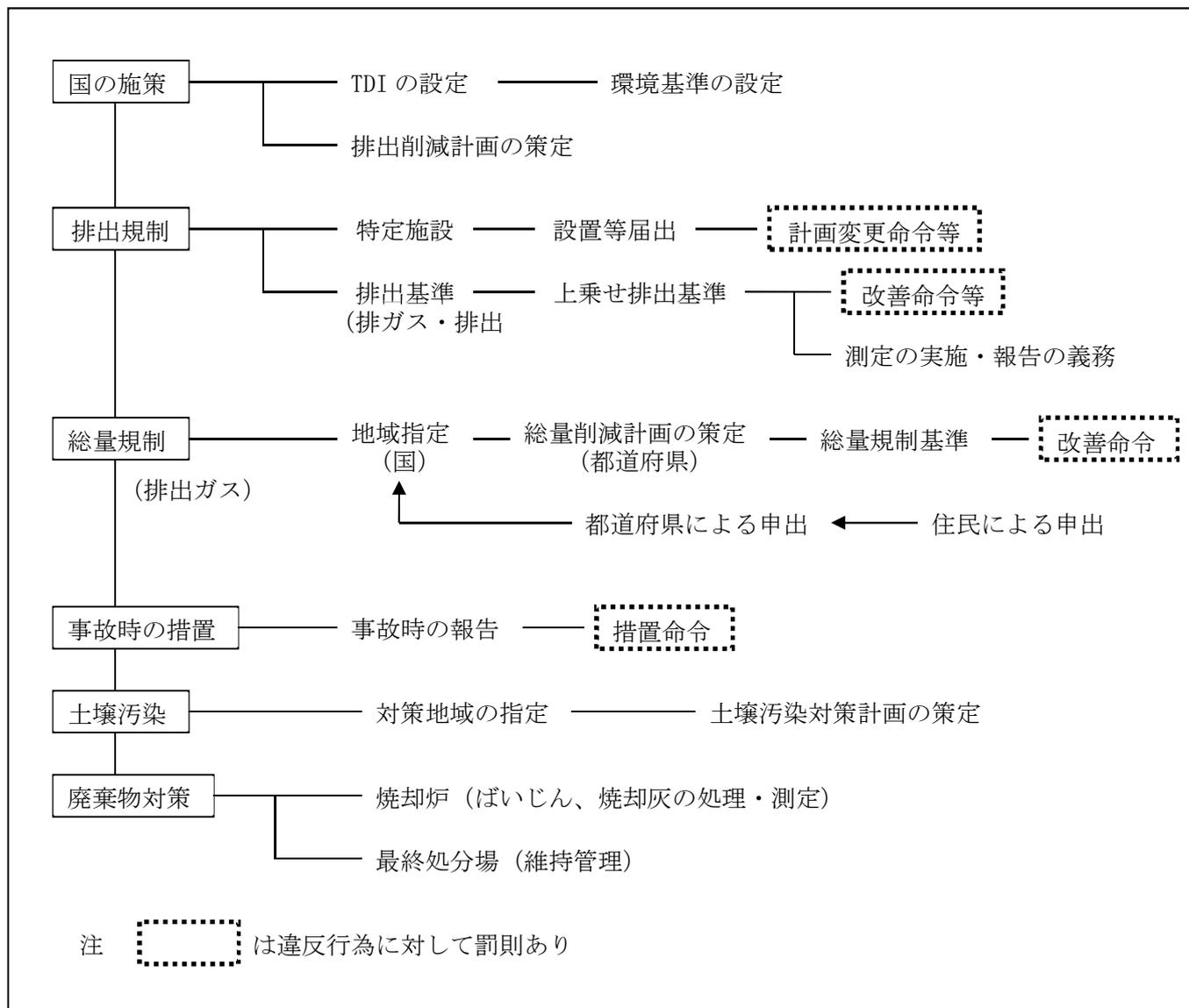
### (2) 環境基準

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、次のとおりダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁、水底の底質の汚染及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年間平均値)
水質	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

## 4 ダイオキシン類対策特別措置法の構成

法は、8章49条と附則から構成されています。



第1章 - 総則(第1条～第5条)

第2章 - ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準(第6条・第7条)

第3章 - ダイオキシン類の排出の規制等

第1節 - ダイオキシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制(第8条～第23条)

第2節 - 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等(第24条・第25条)

第4章 - ダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等(第26条～第28条)

第5章 - ダイオキシン類により汚染された土壌に係る措置(第29条～第32条)

第6章 - ダイオキシン類の排出の削減のための国の計画(第33条)

第7章 - 雑則(第34条～第43条)

第8章 - 罰則(第44条～第49条)

附則